

令和7年度 第1回山口市入札監視委員会 定例会議議事概要書

開催日	令和7年5月23日（金）	
開催場所	山口市役所本庁舎4階 庁議室	
出席委員	委員長 前田哲男 委員長代理 松村和明 委員 中野勉、中川孝	
審議対象期間	令和6年12月1日～令和7年3月31日	
抽出案件		案件名
一般競争入札	0	
条件付一般競争入札	75	山口市本庁舎解体工事(2工区)、平川地域交流センター新築工事
指名競争入札	0	
随意契約	27	令和6年災害補災河第92号普通河川佐畑川河川災害復旧工事外2件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	委員会の概要については以下のとおり。 1 入札・契約の運用状況等の報告について 〈事務局〉令和6年12月から令和7年3月の工事発注件数について、総括表を資料1で、またその一覧を資料2でお示ししています。 また、このたびの審議案件抽出期間における指名停止の案件は資料3でお示ししています。 〈委員長〉何か質問はございますか。 〈委員〉指名停止期間の2週間と1ヶ月の違いはどのように決められていますか。 〈事務局〉市の要領で、要件によって指名停止期間を定めています。 〈委員〉指名停止理由となった負傷について、原因はどのようなものですか。 〈事務局〉1件目の落石対策工事での事故については、急斜面での草刈り作業中、不注意により転落したものです。2件目の湯田温泉パーク新築工事での事故については、1階と2階で作業中に、1階側の安全対策が十分でなく、2階から鋼管が落下して1階で作業中の方に当たってしまいました。いずれも工事関係者の安全管理が不適切だったことによります。 〈委員〉指名停止の業者数が4ヶ月で7者ですが、4ヶ月で7者は多いですか。	

〈事務局〉指名停止の業者数は7者ですが、指名停止の事案数は、事故が2件と技術者の配置違反が1件の計3件になります。事故のうち1件で2者が、もう1件で3者の計5者が指名停止となっており、技術者の配置違反で2者が指名停止となっております。また、事故が2件というのは、過去にも例がありました。

2 抽出事案の審議について

【条件付一般競争入札：山口市本庁舎解体工事(2工区)】

〈委員〉解体工事を1工区と2工区に分ける理由はありますか。

〈事務局〉今回の工事は、従前の地域交流センター等の解体工事と比較すると、約17,000㎡と解体規模が大きいと、市内の解体業者にヒアリングを行ったところ、3階建てと低層のため受注可能であり、入札に参加したいというご意見を複数者からいただきました。解体する庁舎は、建物配置が分散しており、工事車両の動線も2方向から確保することが可能であり、工期短縮と市内業者の受注機会の確保の観点から2工区に分割することとしました。工期短縮に関しては、解体工事後に発注する市民交流棟の工事の早期着手と、解体工事に伴う振動・騒音等が発生する期間の短縮です。業者へのヒアリングによると、解体工事を一括で発注する場合は、工期が1年程度かかりますが、2工区に分割して発注すると、6月に工事を開始し、翌年2月に完成し、1～2か月程度の工期短縮になるそうです。

〈委員〉1工区の工期を教えてください。

〈事務局〉1工区2工区とも同じ工期にしています。令和7年3月18日を工期始とし、アスベスト調査等のため準備期間を経て、実際の工事着手は6月4日を予定しています。工期末は、来年の3月13日としています。

〈委員〉1工区の工事を落札した業者は、2工区の工事は応札できないのですか。

〈事務局〉2工区の工事の応札は可能です。1工区より規模が少し大きい2工区の入札を先行して行い、日にちをあけて1工区を入札しました。経営規模が大きい業者は1工区と2工区の両方の受注を希望されますが、経営規模が大きい業者は一つの工事を受注希望される場合もあります。入札日をずらすことにより、2工区の落札決定後に、1工区の入札を行うことになり、1工区の入札に参加表明しても、途中で辞退することができるようにしております。また、監理技術者の配置要件についても、兼務不可とし、別工事として受注できるようにしました。

〈委員〉今回の落札率は60%ですが、落札率が低いという印象を受けます。

〈事務局〉解体工事につきましては、市の積算と応札者との差が出ておりまして、落札率は概ね50%～70%で推移しております。

〈委員〉落札率が他の工事と違うのであれば、解体工事専用の低入札価格調査審査表はないのですか。市として作るべきではないですか。

〈事務局〉現在、県の制度等も含めて調査研究しているところです。

〈委員長〉あまりにも低い金額で、トラブルが生じないようにと思います。

他に何か質問はございますか。

他になければ、この工事に係る競争入札参加資格は適正に設定されているということでもよろしいでしょうか。

〈委員〉異議なし

【条件付一般競争入札：平川地域交流センター新築工事】

〈委員〉入札に5者しか参加していない原因は何ですか。

〈事務局〉JVの代表者になる要件に該当する市内業者は9者ありますので、JVが組めるのは9者ということになるのですが、5者しか入札に参加されなかったのは、推測にはなりますが、代表者や構成員になる業者の入札時点での手持ち工事の状況や、配置技術者の状況等によるものと考えます。

〈委員〉工事をJVで行う基準がありますか。

〈事務局〉市の要領で、工事の種別ごとに、JVで行う設計金額を定めています。

〈委員長〉他に何か質問はございますか。

他になければ、この工事に係る競争入札参加資格は適正に設定されているということでもよろしいでしょうか。

〈委員〉異議なし

【随意契約:令和6年災害補災河第92号普通河川佐畑川河川災害復旧工事外2件】

〈委員〉一般競争入札不調のための随意契約が多いように思います。応札者が少ない理由は、市の工事の設計金額が低いため応札しないのか、あるいは業者が受注している工事が多いためでしょうか。

〈事務局〉本工事は、国の災害査定を受けて県の標準単価を使っておりますので、設計金額が低いという理由ではないと思います。応札がない理由については、業者が受注している工事の状況や、現場条件が悪い冬場の河川工事ですので入札を控えられた等が考えられます。

〈委員〉入札不調は土木工事が多いのでしょうか。

	〈事務局〉昨年、一昨年も同様の状況でした。一昨年は1ヶ所ごとに発注したため、設計金額が低くなり、3等級の業者でも応札されませんでした。そのため、昨年は1等級や2等級の業者でも参加できるように、3ヶ所の現場をまとめ、一つの工事として設計金額を高くして発注したのですが、結果として応札がなかったという状況でした。 〈委員〉入札が不調の結果、当初予定していた金額より高くなっても仕方がないということがあるのですか。 〈事務局〉市の設計金額を上回ることはありません。随意契約で請け負っていただいた業者についても、入札時の設計図書をお渡しして再見積もりをお願いしています。 〈委員〉業者の仕事が手一杯という状況があるのですか。 〈事務局〉災害復旧工事は、1ヶ所当たりの工事量が少ないことが多く、その割には準備から片付けまで手間がかかり、業者にとって魅力が少ない工事となっており、応札者が少ないことが多くなっております。 〈委員〉随意契約理由の中で、建設会社に個別に確認したと記載がありますが、どのように業者を決められたのですか。 〈事務局〉市の内部で協議しました。被災した現場の近くで工事をされている業者に、工事を受注できるか聞き取りを行ったうえで、災害復旧工事を受けていただけるか確認しています。断られる場合もあります。本工事は、被災した現場の近くで工事をされていた業者が受注可能であったため、契約に至っています。 〈委員長〉他にないようであれば、この工事については適正な随意契約理由により行われているということによろしいでしょうか。 〈委員〉異議なし
委員会による 意見具申	なし